

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第五章 りん化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤（第二十八条―第三十二条）</p> <p>第五章の二～第十一章（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 四アルキル鉛を含有する製剤（第一条―第十条）</p> <p>第二章 モノフルオール酢酸の塩類を含有する製剤（第十一条―第十五条）</p> <p>第三章 ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイトを含有する製剤（第十六条―第二十一条）</p> <p>第四章 モノフルオール酢酸アミドを含有する製剤（第二十二條―第二十七條）</p> <p>第五章 <u>りん化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤</u>（第二十八条―第三十二条）</p> <p>第五章の二 興奮、幻覚又は麻酔の作用を有する物（第三十二條の二）</p> <p>第五章の三 発火性又は爆発性のある劇物（第三十二條の三）</p> <p>第六章 営業の登録及び特定毒物研究者の許可（第三十三条―第三十七条）</p> <p>第七章 危害防止の措置を講ずべき毒物等含有物（第三十八条）</p> <p>第八章 特定の用途に供される毒物又は劇物（第三十九条・第三十九条の二）</p> <p>第八章の二 毒物又は劇物の譲渡手続（第三十九条の三）</p> <p>第九章 毒物及び劇物の廃棄（第四十条）</p>

附則

第五章 りん化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤（第二十八条―第三十二条）

（使用者及び用途）

第二十八条 法第三条の二第三項及び第五項の規定により、りん化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤の使用  
者及び用途を次のように定める。

一 （略）

イ （略）

ロ くん蒸により倉庫内若しくはコンテナ内のねずみ、昆虫等を駆除することを業とする者又は営業のために倉庫を有する者であつて、都道府県知事の指定を受けたもの  
ハ 船長（船長の職務を行なう者を含む。以下同じ。）又はくん蒸により船倉内のねずみ、昆虫等を駆除することを業とする者

二 用途 倉庫内、コンテナ（産業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）に基づく日本産業規格Z一六一〇号（大形コンテナ）に適合するコンテナ又はこれと同等以上の

第九章の二 毒物及び劇物の運搬（第四十条の二―第四十条の八）

第九章の三 毒物劇物営業者等による情報の提供（第四十条の九）

第十章 業務上取扱者の届出（第四十一条・第四十二条）

第十一章 手数料（第四十三条）

附則

第五章 燐化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤（第二十八条―第三十二条）

（使用者及び用途）

第二十八条 法第三条の二第三項及び第五項の規定により、燐化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤の使用  
者及び用途を次のように定める。

一 使用者

イ 国、地方公共団体、農業協同組合又は日本たばこ産業株式会社

ロ 燐蒸により倉庫内若しくはコンテナ内のねずみ、昆虫等を駆除することを業とする者又は営業のために倉庫を有する者であつて、都道府県知事の指定を受けたもの  
ハ 船長（船長の職務を行なう者を含む。以下同じ。）又は燐蒸により船倉内のねずみ、昆虫等を駆除することを業とする者

二 用途 倉庫内、コンテナ（工業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）に基づく日本工業規格Z一六一〇号（大形コンテナ）に適合するコンテナ又はこれと同等以上の

内容積を有する密閉形コンテナに限る。以下同じ。)内又は船倉内におけるねずみ、昆虫等の駆除(前号口に掲げる者にあつては倉庫内又はコンテナ内、同号ハに掲げる者にあつては船倉内におけるものに限る。)

(容器)

第四十条の二 四アルキル鉛を含有する製剤(自動車燃料用アンチノック剤を除く。)を運搬する場合には、その容器は、産業標準化法に基づく日本産業規格Z一六〇一号(鋼製ドラム缶)第一種に適合するドラム缶又はこれと同等以上の強度を有するドラム缶でなければならない。

2 四アルキル鉛を含有する製剤(自動車燃料用アンチノック剤に限る。)を運搬する場合には、その容器は、産業標準化法に基づく日本産業規格Z一六〇一号(鋼製ドラム缶)第一種に適合するドラム缶若しくはこれと同等以上の強度を有するドラム缶又は当該製剤の国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程に定める基準に適合している容器であつて厚生労働省令で定めるものでなければならない。

3 無機シアン化合物たる毒物(液体状のものに限る。)を内容積が千リットル以上の容器に収納して運搬する場合には、その容器は、次の各号に定める基準に適合するもの又は高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第四十四条第一項の容器検査に合格したものの若しくは同項第一号若しくは第二号に掲げるものでなければならない。

- 一 容器の内容積は、一万リットル以下であること。
- 二 容器並びにそのマンホール及び注入口の蓋の材質は、産

内容積を有する密閉形コンテナに限る。以下同じ。)内又は船倉内におけるねずみ、昆虫等の駆除(前号口に掲げる者にあつては倉庫内又はコンテナ内、同号ハに掲げる者にあつては船倉内におけるものに限る。)

(容器)

第四十条の二 四アルキル鉛を含有する製剤(自動車燃料用アンチノック剤を除く。)を運搬する場合には、その容器は、工業標準化法に基づく日本工業規格Z一六〇一号(鋼製ドラム缶)第一種に適合するドラム缶又はこれと同等以上の強度を有するドラム缶でなければならない。

2 四アルキル鉛を含有する製剤(自動車燃料用アンチノック剤に限る。)を運搬する場合には、その容器は、工業標準化法に基づく日本工業規格Z一六〇一号(鋼製ドラム缶)第一種に適合するドラム缶若しくはこれと同等以上の強度を有するドラム缶又は当該製剤の国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程に定める基準に適合している容器であつて厚生労働省令で定めるものでなければならない。

3 無機シアン化合物たる毒物(液体状のものに限る。)を内容積が千リットル以上の容器に収納して運搬する場合には、その容器は、次の各号に定める基準に適合するもの又は高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第四十四条第一項の容器検査に合格したものの若しくは同項第一号若しくは第二号に掲げるものでなければならない。

- 一 容器の内容積は、一万リットル以下であること。
- 二 容器並びにそのマンホール及び注入口のふたの材質は、

業標準化法に基づく日本産業規格G三一〇一号（一般構造用圧延鋼材）に適合する鋼材又はこれと同等以上の強度を有する鋼材であること。

三 容器並びにそのマンホール及び注入口の蓋に使用される鋼板の厚さは、四ミリメートル以上であること。

四 （略）

五 内容積が二千リットル以上の容器にあつては、その内部に防波板が設けられていること。

六・七 （略）

4 ふっ化水素又はこれを含有する製剤（ふっ化水素七十パーセント以上を含有するものに限る。）を内容積が千リットル以上の容器に収納して運搬する場合には、その容器は、前項第一号、第二号及び第五号から第七号までに定めるもののほか、次の各号に定める基準に適合するものでなければならぬ。

一 容器並びにそのマンホール及び注入口の蓋に使用される鋼板の厚さは、六ミリメートル以上であること。

二 （略）

三 内容積が五千リットル以上の容器にあつては、当該容器

工業標準化法に基づく日本工業規格G三一〇一号（一般構造用圧延鋼材）に適合する鋼材又はこれと同等以上の強度を有する鋼材であること。

三 容器並びにそのマンホール及び注入口のふたに使用される鋼板の厚さは、四ミリメートル以上であること。

四 常用の温度において二百九十四キロパスカルの圧力（ゲージ圧力をいう。以下同じ。）で行う水圧試験において、漏れ、又は変形しないものであること。

五 内容積が二千リットル以上の容器にあつては、その内部に防波板が設けられていること。

六 弁及び配管は、鋼製であること。

七 容器の外部に突出しているマンホール、注入口その他の附属装置には、厚さ二・三ミリメートル以上の鋼板で作られた山形の防護枠が取り付けられていること。

4 弗化水素又はこれを含有する製剤（弗化水素七十パーセント以上を含有するものに限る。）を内容積が千リットル以上の容器に収納して運搬する場合には、その容器は、前項第一号、第二号及び第五号から第七号までに定めるもののほか、次の各号に定める基準に適合するものでなければならない。

一 容器並びにそのマンホール及び注入口のふたに使用される鋼板の厚さは、六ミリメートル以上であること。

二 常用の温度において四百九十キロパスカルの圧力で行う水圧試験において、漏れ、又は変形しないものであること。

三 内容積が五千リットル以上の容器にあつては、当該容器

内の温度を四十度以下に保つことができる断熱材が使用されていること。

四 内容積が二リットル以上の容器にあつては、弁がその容器の上部に設けられていること。

5 ふっ化水素を含有する製剤（ふっ化水素七十パーセント以上を含有するものを除く。）を内容積が千リットル以上の容器に収納して運搬する場合には、その容器は、第三項第一号、第二号、第四号、第五号及び第七号並びに前項第四号に定めるもののほか、次の各号に定める基準に適合するものでなければならぬ。

一 容器並びにそのマンホール及び注入口の蓋に使用される鋼板の厚さは、四・五ミリメートル以上であること。

二 (略)

三 弁は、プラスチック製又はプラスチック皮膜を施した鋼製であり、配管は、プラスチック皮膜を施した鋼製であること。この場合において、使用されるプラスチックは、ポリプロピレンその他の腐食され難いものでなければならぬ。

6 無機シアン化合物たる毒物（液体状のものに限る。）又はふっ化水素若しくはこれを含有する製剤の国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程に定める基準に適合している容器であつて厚生労働省令で定めるものによる運搬については、厚生労働省令で、前三項に掲げる基準の特例を定めることができる。

7 無機シアン化合物たる毒物（液体状のものに限る。）又は

内の温度を四十度以下に保つことができる断熱材が使用されていること。

四 内容積が二リットル以上の容器にあつては、弁がその容器の上部に設けられていること。

5 弗化水素を含有する製剤（弗化水素七十パーセント以上を含有するものを除く。）を内容積が千リットル以上の容器に収納して運搬する場合には、その容器は、第三項第一号、第二号、第四号、第五号及び第七号並びに前項第四号に定めるもののほか、次の各号に定める基準に適合するものでなければならぬ。

一 容器並びにそのマンホール及び注入口のふたに使用される鋼板の厚さは、四・五ミリメートル以上であること。

二 容器の内面がポリエチレンその他の腐食され難い物質で被覆されていること。

三 弁は、プラスチック製又はプラスチック皮膜を施した鋼製であり、配管は、プラスチック皮膜を施した鋼製であること。この場合において、使用されるプラスチックは、ポリプロピレンその他の腐食され難いものでなければならぬ。

6 無機シアン化合物たる毒物（液体状のものに限る。）又は弗化水素若しくはこれを含有する製剤の国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程に定める基準に適合している容器であつて厚生労働省令で定めるものによる運搬については、厚生労働省令で、前三項に掲げる基準の特例を定めることができる。

7 無機シアン化合物たる毒物（液体状のものに限る。）又は

ふっ化水素若しくはこれを含む製剤の船舶による運搬については、第三項から前項までの規定は、適用しない。

弗<sup>フ</sup>化水素若しくはこれを含む製剤の船舶による運搬については、第三項から前項までの規定は、適用しない。